

EPR ガイダンスマニュアル

Chapter 5 貿易と競争

発表者

加藤 壮

後藤 悠太

宮本 大輔

5.1 序章

1, EPR政策を実施する上で起こると考えられる 事象

1) 製品とリサイクル資源市場、および経済的効率と消費者の厚生に対するEPRプログラムの影響

2) 貿易、競争法のEPRプログラムとの関わり

種々の政策手法

- a)製品回収要求
- b)経済的手法
- c)規制

場合によっては、
貿易に悪影響を及ぼす可能性がある。

貿易に対する影響

プラス面

- ・EPR政策の要求事項を満たすような製品を支援するように、貿易パターンが変化していくかもしれない。

マイナス面

- ・予想外の悪影響 不必要な経済コストを追加するかも知れない 反対、またはWTOへの提訴

競争政策の影響

製品市場と二次資源市場の

競争と効率に影響する可能

性

・競争政策

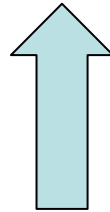
- 1) 経済的効率、又は消費者の厚生を不必要に損なわないことが求められている
- 2) EPR関連規制措置の、費用/便益分析が必要。また、代替システムもしくはEPRの代替案の両方を考察して最善のアプローチを取ることが必要

競争法の必要性

- ・企業の支配的立場の悪用
- ・反競争的な価格設定



人為的な
欠乏と
高価格



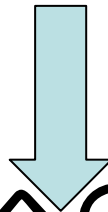
- ・環境と消費者の両方にとって害を与えるような私目的でEPRプログラムが乱用されることを防ぐ。

5.2 貿易の問題

EPR政策

特定の製品レベルに影響 製品政策

現在のグローバル化された社会では、輸出入品への影響が出てくる。(国内への効果と国際貿易に対する波及効果)



EPRの貿易への効果の考察

政策立案者の立場

- ・政策立案者は、EPR政策が貿易フローを不当に制限しないことが必要
- 1) 貿易が消費者に、より大きな選択肢を与えれば与えるほど経済は成長するから。
 - 2) EPRが、保護主義(自国内産業の保護)であると受け止められると、輸出業者などに抵抗を受ける。

5.2.1 EPRおよび関連する政策手法の、 実際的および潜在的な貿易への影響

a) 製品市場での貿易への影響

- 1) 製品回収要求、2) 情報コスト、3) 相対的に高価な、適合のためのコストと報告コスト、4) 少量および規格外の包装又は製品

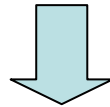
b) 経済的手法

c) 規制的手法と材料要求事項

a)製品市場での貿易への影響

1)製品回収の要求

問題点・・・生産物の物理的回収にはコストがかかる。(輸出業者、特に発展途上国や中小企業が懸念)

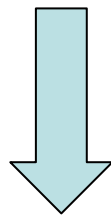


PRO(生産者責任機構)

・経済的および環境的に賢明な“協同組合方法”の解決策

2)情報コスト

- ・PROに参加するための、輸出相手国にどのような規制、制限、ラベルがあるかを調べるのにかかるコスト。

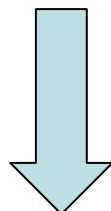


- 通知、協議プロセス、産業協会および輸入業者を代表する団体との打ち合わせによって解決
- ・WTOの通知手続きの利用 透明性又は、協議努力に有益

3)相対的に高価な、

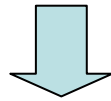
適合のためのコストと報告コスト

- ・輸入業者にとって、製品回収プログラムに適合するためには相対的に高価なコストがかかる。

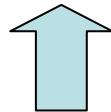


- ・自国内生産者が利点を享受

- 輸入製品が、廃棄時にその輸入国においてリサイクルしにくいタイプの材料が使用されていて、より高額な、収集コストとリカバリーコストがかかってしまう場合

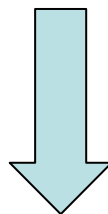


- 高い課徴金が課せられるべきである。



- PROによって不当に高いコストを
かけられる可能性

- 輸入業者がEPRプログラムの報告義務を履行する時



- 輸入業者は、国内生産者と比較して売り上げ全体に占める割合が相対的に小さいので、報告義務にかかるコストが生産コスト全体と比較して相対的に大きくなる。

4)少量および規格外の包装または製品

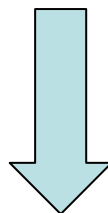
- ・少量しか発生しない原材料や規格外原材料の使用されている製品

輸入国でのリサイクル、リカバリーが困難または、経済的に非効率

PROによって、高い課徴金が課せられる。

Ex)コロンビアからのジュート材、オーストラリアからの金属板

- 自動車や電子機器など複雑な製品内の、少量のものや規格外の部品などに対して、PROが料金構造を通じて輸入品を差別する可能性がある。



- 当局(担当省庁、組織)による監視が必要

b) 経済的手法

- 経済的手法は、貿易を歪める度合いは相対的には少ない。製品の原産地に無関係に一律に作用するから。
- デポジット・リファンドシステムと、環境税に対する一時的な苦情 輸入品に対する相対的に高い負担。
- WTO、非差別原則の適用

c) 規制的手法と原材料要求

- 製品規制とラベル表示の要求　EPR政策ではないが、統合的な商品管理政策の一部としてEPRと結び付けられる。
- 規制の持つ経済的な非効率の可能性
WTO、一般的ルールと手続き（詳しくは5.3で説明）

製品規格の適用又はリサイクル含有を課す規制

プラス面

- リサイクル可能原材料の需要の増加
- 直接経済的責任を負わせることに代わる代替案

問題点

- 原材料輸出国において発生する問題(森林資源の豊富な国における古紙回収の問題) PPMを区別

5.2.2 リサイクル・二次資源市場における貿易への影響

- リサイクル可能原料の供給過剰の発生

ダンピング、逆有償

市場の混乱、他国のリサイクル努力を削ぐ。

- リサイクル能力の向上と二次資源市場への影響(ドイツの例)

- ASCM(補助金と対抗措置に関する協定)

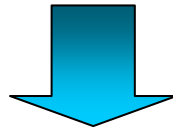
過剰に収集された原材料の輸出を目的とした
補助金の禁止

- 有害廃棄物の越境移動に関して定められた
地域的および国際的協定との関係

輸送、保管、管理票、届出、関係する国すべての
の同意、そして取引禁止に関する特別要件
の適用

5.3 EPR政策と多国間貿易システム

- 外国の供給者より国内の供給者の方が受ける固有の利点がある **高い管理費、輸送費**
- EPR政策の策定と実施における貿易問題の考察を容易にする



WTOシステムの関連側面を明確にする



透明性、差別の排除および貿易の技術的障害

5.3.1 透明性、協議および技術的援助

- 包装材とリサイクル規制による貿易摩擦の可能性は以下の3つにより緩和される

すべての当事者がアクセス可能であり、十分かつ適切な情報提供を通じた貿易パートナーとの早期の協議

それに対応するための適切な時間

必要に応じて開発途上国が対応するために提供する技術的援助

5.3.1 透明性、協議および技術的援助

- これらの問題をWTO協定ではいくつかの異なる場所で扱っている

GATT第十条

通知、協議、紛争解決および監視に関する
理解 量的制限、**貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)**

5.3.1 透明性、協議および技術的援助

- 貿易と環境に関するWTO委員会による環境目的に利用される貿易措置の透明性の審査により、環境関連通知の半数がTBT協定に基づいて発生
- 一回使用のドリンク包装をやめさせる措置
- 再充填可能な包装とリサイクルを奨励する措置
- 包装材用件
- 充電池廃棄物の処理に関する措置
- 白物品目のリサイクル措置
- 殺虫剤の包装に関する措置

5.3.1 透明性、協議および技術的援助

- 開発途上国に対する技術的援助

技術的規則の作成と国の標準化機構の設立

輸入国の技術的規則に最もよく適合するための方法

輸出業者が輸入国内の公的または民間機関により

行われる適合性評価のためのシステムを利用する

ことを望む場合にとるべき手続き

自身の適合性評価システムをどのように構成するか

等々

5.3.2 非差別とその他のWTO問題

- WTOの義務は非差別
国産品と同じように扱う
他の国々からの製品と同じように扱う
- EPRおよび関連する政策に特に関係のある
のはGATT第 二条と四条ー内国民待遇で
ある

5.3.2 非差別とその他のWTO問題

- 輸入品VS国内品

同等の競争条件が適用されるなら第 条に違反しない



しかし、公式に同等に扱われることで輸入品が不利益を受けるのであれば、内国民待遇要件を侵害する可能性がある

- 過去に最恵国待遇と内国民待遇の要求を製品回収政策との関連で解釈された紛争は無い。例外として一つの紛争がある(BOX 9 参照)

BOX9 ビール缶紛争

- 再充填不可能なアルコール飲料に対する環境税について米国とカナダの間に起こったもの

マニトバ州とオンタリオ州：デポジット・リファウンドシステムに組み込まれないアルコール飲料容器に対して課徴金を徴収

ノバスコシア：その地方の酒造所に搬入された国産と輸入の再充填できない容器に対して課徴金を徴収 米国は内国民待遇を与えられていないと主張 環境税については取り扱われず、配送システムが内国民待遇に反しているために差別的であるとした

5.3.2 非差別とその他のWTO問題

- 例外：GATT第20条

同様の条件の下になるような方法で、任意のもしくは正当と認められない差別待遇の手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用しないことを条件とする

(b) 人間、動物または植物の生命または健康を保護するのに必要な措置

(g) かかる措置が国内生産または消費制限と関連して効力を発生する場合、枯渇可能な天然資源の保全に係る措置

5.3.2 非差別とその他のWTO問題

- キハダマグロ事件(1991年)

アメリカ自国の法律(海洋哺乳類保護法)メキシコ漁船が公海上でキハダマグロとイルカを混獲する漁法で獲得したマグロの輸入を禁止した事件

- えび事件(1998年)

海がめを混獲する漁法で捕獲したエビの輸入を国内法によって一方的に禁止したもの

5.3.3 TBT協定

- 1979年に締結
- 技術的規則(強制的)と規格(自発的)を規定しており、包装、マーキングおよびラベル表示要件を明示的に含んでいる。
- 第2.9条は製品規則と規格に関する通知と協議、第2.1、2.2条は技術規則に関して

5.3.3 TBT協定

- TBT協定2条

2.1 WTO加盟国は技術的規則に関して、いずれかの加盟国の領土から輸入された製品が国産の同種の製品及びいずれかの他国産の同種の製品に与えられるものより不利でない取り扱いを与えるようにしなければならない。

2.2 加盟国は国際貿易に対する不必要な障害を作る目的で、もしくはそのような影響を伴って、技術的規則が作成、採択又は適用されないようにする。この目的のため、技術的規則は作成、採択又は適用されないようにする。この目的の為、技術的規則は、不履行を引き起こすであろうリスクを考慮の上、正当な目的を履行するのに**必要とされる以上に貿易的制限的であってならない**...

5.3.3 TBT協定

- 必要とされる以上に貿易制限的であってならにとの要求を支援して、国際標準規格の採択を促進する。技術規則を出来るだけ広範囲に調和させるために、国際標準化機関に参加するように加盟国に要求する
- 自発的規格はEPRプログラムにとって重要である。なぜなら、生産者責任機構により設定された規格を含んでいる可能性があるからである

5.3.4 WTOの適用範囲

a) 同種の製品とは何か？

差別せずに取り扱わなくてはならない”同種の”製品は、どう定義されているのか？

・輸入品と国内品で紛争が起こった場合は、ケースバイケース

従来、多国間貿易システムは、最終的な用途・物理的特徴・関税区分・消費者から見た代替性といった基準を適用

1. ビンビールと缶ビールは同じか？

2. リサイクル原料を用いたビンと一次原料を用いたビンは同じか？

国際貿易において、リサイクル含有の問題をどう処理するかは、いまだにはっきりとしていない。(マニュアル発行時)

5.3.4 WTOの適用範囲

b) どういった政策手法がWTOの対象となるか？

- ・税、国内課徴金、国内販売・売り出し・購入・運送・流通・または使用に影響する法律・規則及び要求
この時点では、廃棄後の段階まで、製品を規制する政策手法を考えていない
- ・EPRを引き受けることは市場へアクセスすることへの前提条件として定義されていない。
個々の状況による

5.3.4 WTOの適用範囲

- ・WTOは政府、TBT協定は民間の標準化機構によって取られる措置にのみ適用。
民間の小売業者の私的行為に対してではない
- ・GATT・WTOは税・課徴金が同種の製品に等しく適用される
- ・関税・租税、その他の課徴金以外のいかなる禁止または制限も輸入品と輸出品に課してはならない。(GATT11条、13条)
GATT20条、TBT協定の技術的規則

5.4 競争での問題

- ・市場で競争圧力が働くことは経済的効率性を達成させる。
サービスに低価格で、高い生産性を与える。
EPR導入により、価格上昇
廃棄後の処分費用の内部化によるため。むしろ、改善といえる。

それでも、EPR政策は、潜在的な競争問題を
製品市場
二次資源市場
で起こす可能性がある。

5.4.1 製品市場内の競争効果

EPR政策により、生産者・製造業者・小売店が回収責任をもつ

PROにより実施可能

PROにより競争が促進される

しかし、それでも問題が起こる

- ・談合による費用増加
- ・新規参入企業への参入障壁を構築・・・差別的料金の請求

打開するためには、

- ・すべての生産者が自由にアクセス
- ・公平、オープンかつ自由な活動

5.4.1 製品市場内の競争効果

PROサービス市場は競争的ではないといけない

人為的参入障壁を設けないようにすること

- ・複数のPROを許容
- ・政府がPROを過剰に規定しないこと

PROが必須となれば、競争法が有効である。

- ・不当かつ競争に反する参加拒否
- ・差別的参加を防止

以上の、2つの手段を提供する

5.4.2. リサイクル、二次資源市場での競争効果

EPRプログラム導入により、それに関与する産業に影響する
潜在的競争問題

a) 製品、原材料の収集サービス

問題点

- ・契約期間の長期化
- ・既存の自治体、契約会社への優遇措置

解決策

収集契約プロセスが

- ・オープン、競争的、公平、契約期間の長期化防止

PROが自治体や民間の契約会社にくらべ取引状況が弱いという事例

EPR政策立案者は、EPRの要求事項を段階的調整する時間的な枠組みを設ける
こと

5.4.2. リサイクル、二次資源市場での競争効果

b) リサイクル、二次資源市場の集中

・収集した原材料を売買するPROの市場占有力の問題

もし、EPRプログラムでPROが全ての包装材を収集するようになったら、

PROは原材料の

独占的買い手・・・収集業者から不当に安く買い取る

独占的売り手・・・リサイクル業者、二次資源の利用者に、不当
に高く売る

防止するためには、PROと個別業者の競争を許容することが重要(Ex 日本の容リ法)。政策立案者は、規制障壁を通じて防止させることも視野に入れる必要。

5.4.2. リサイクル、二次資源市場での競争効果

PROが収集原材料の供給過剰分を世界市場にまわす可能性

市場価格以下の場合、ダンピングとみなされる可能性

5.5 貿易と競争

考察点のチェックリスト

- 貿易
1. 輸入業者に提案されたEPR政策に関する協議メカニズム及び情報提供会議に参加する機会を与えられているか。
 2. 提案されたEPR政策に関する情報は貿易団体に伝えられ、またWTOに通知されるか。
 3. 生産者、特に開発途上国の輸入業者を含めた輸入業者が、新しいシステムに適合する十分な時間があるか。
 4. 開発途上国の輸入業者に技術援助を提供する必要があるか。

5.5 貿易と競争

考察点のチェックリスト

5. 重大な二次資源市場の混乱を予想できるか、また貿易パートナーにとって事前対策によって回避できるような問題が存在するか。収集原材料のストック分を処分するための輸出補助金はWTOのもとでは不法となる。
6. 国際的または地域的協定によって廃棄物と分類された二次資源の移動を統制するものなど、EPRシステムを既存の法的要件にどのようにかみ合わせるか。
7. EPRシステムを設定する法律は製品の原産国に関して非差別的であるか。この日差別的という基本的WTOの要求事項には内国民待遇と最恵国待遇が含まれる。法律上及び事実上の両方から、輸入品に対する差別はWTO提訴の可能性がある。

5.5 貿易と競争

考察点のチェックリスト

8. EPRプログラムの運用は貿易に不必要な障害を作るといえるか。措置はその目的を達成するのに必要以上に貿易制限的であるか。もしそうなら、悪影響を受ける当事者からWTO下の提訴に対しては脆弱である。
9. EPRプログラムは、製品が輸入又は売り出されるのに適合しなければならぬリサイクル含有率または生産方法を明記しているか。これは対処すべき鋭敏な貿易・環境政策問題である。

競争

1. 一般的に、製品の収集・リカバリー・再使用のより競争的な市場はこれらサービスに低コストと高い生産性をもたらす。使用後の原材料市場への参入の規制による障壁を通じて販売独占や購買独占の発生を回避することが大切である。
2. EPR政策は個々の責任を共同で満たすための協力体制を組む強力な誘引を企業に与える。政策立案者は特定の形の協力体制を支持することを含め、効率的な協力に対する人為的な障壁を排除するようにすべきである。

5.5 貿易と競争

考察点のチェックリスト

3. 可能な場合、競争管轄当局はEPRアプローチ、並びにEPRそのものの代替案の競争と消費者と消費者に生じうる影響に関してアドバイスするために、EPR政策立案プロセスに参加すべきである。競争管轄当局者はEPR目的について協力体制がどの程度まで必要であるかを検討し、またEPRの最終目的が製作手法なしにどのように達成できるか、及びその後の民間の行為が消費者に不必要な損害を起ささないかに、その分析の重点を置くべきである。競争管轄当局はただ乗りについても有益な分析機関でありうる。
4. PROによる公正で透明な価格決定は極めて重要である。競争法の強化は、処分サービスまたは製品市場において不公正な価格上昇という反か様相的行動の手段としてEPRプログラムが利用されないために重要な役割を果たす。
5. 複数のPROを認めることまたは、個別の収集システムを認めることを通じてのPROサービスの市場内での競争は非常に重要である。ある時点で市場にただ一人の関係者しかいなくても、新規の競争者が参入するのに障壁がなければ、競争の成果は達成できる。

5.5 貿易と競争

考察点のチェックリスト

- 6 . 同様に、PROは収集とリサイクルサービスを競争ベースで、外部契約すべきである。契約は不当に長期であってはならず、入札は開かれた、競争的、並びに公平なものとする。
- 7 . PROは独占価格決定または、その他の反競争的行為を通じて、それが持つ可能性のある市場力を乱用すべきではない。
- 8 . 収集原材料の国際的ダンピングは不公正な競争を引き起こし、輸入国のリサイクル努力を損ない、また反ダンピング訴訟の原因となる可能性がある。